



消費税引き上げなどに伴い公共料金を変更します

10月1日から消費税引き上げなどに伴い、公共施設等の料金に変更されました。次のとおり変更となりましたので、ご理解のほどよろしく申し上げます。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

一般廃棄物処理手数料 クリーンセンター ☎65-4343

- 事業系可燃ごみ 10kgにつき187円（10kg未満の場合は10kgとして計算）
- 家庭系粗大ごみ 10kgにつき132円（100kgを超えた場合）

地図代 都市建設課 ☎64-7707

- 都市計画図（1/10,000）……1,050円
- 都市計画図（1/20,000）……730円
- 白図（1/2,500）……530円
- 白図（1/10,000）……530円
- 白図（1/20,000）……530円

園バス利用料 学校教育課 ☎64-7713

- 玉村幼稚園バス利用料……1,780円（月額）

北部公園サッカー場 都市建設課 ☎64-7707

- 消費税引き上げ分の変更

- 消費税引き上げ分以外の変更

町民（町内に居住し住民基本台帳に登録されている人、町内の事業所に勤務する人または町内の学校に在学している人をいう。）以外の人を利用する場合は、照明施設、放送施設および電気コンセントの使用料を除き、それぞれの使用料の1.5倍の額となります。

上下水道料金 上下水道課 ☎65-6691

- 新税率適用日
令和元年10月1日～
- 経過措置

令和元年10月1日前から継続して水道・下水道をご利用の方は、10月1日以後の初回の検針分までは原則として8%が適用されます。（10月1日前からのご利用で、納入通知書の請求年月日が令和元年10月から12月分の料金については、原則8%となります。）



文化センター使用料（抜粋）

生涯学習課 ☎65-1000

利用区分		使用料					
		午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	全日 (9:00~22:00)		
大ホール	平日	入場料	無料	21,400円	32,000円	42,700円	96,000円
			1,000円以下	26,700円	42,800円	55,500円	125,000円
			1,001~3,000円	34,100円	53,500円	67,200円	154,800円
	土曜・日曜 休日	入場料	無料	26,700円	42,700円	58,700円	128,000円
			1,000円以下	35,200円	55,500円	69,400円	160,100円
			1,001~3,000円	42,700円	69,400円	85,400円	197,400円
小ホール	平日		4,280円	6,420円	8,560円	19,300円	
	土曜・日曜・休日		6,420円	8,560円	10,700円	25,700円	
公民館施設	会議室		1,060円	1,490円	1,920円	4,460円	
	リハーサル室		1,270円	1,710円	2,130円	5,110円	
	和室1・2		1,920円	2,870円	3,990円	8,780円	
	和室3		1,280円	2,130円	2,980円	6,400円	
	工芸室		1,060円	1,590円	2,130円	4,780円	
	調理室		1,490円	2,130円	2,770円	6,390円	
	視聴覚室		2,460円	3,520円	4,590円	10,600円	
	研修室1		850円	1,280円	1,710円	3,840円	
研修室2		910円	1,390円	1,810円	4,110円		
研修室3		1,710円	2,660円	3,630円	8,000円		

- ※大ホール使用料は、入場料の金額により異なります。
- ※大ホールを準備・練習で利用する場合、使用料は半額とします。
- ※大ホールで冷暖房を使用する場合、1時間当たり3,000円を加算します。
- ※大ホール・小ホールの付帯設備使用料も消費税改定に伴い、一部変更となります。
- ※小ホール・公民館施設を有料・営利宣伝目的で使用する場合は、使用料は50%増しとなります。

社会体育館、B&G海洋センター、総合運動公園、東部工業団地内運動公園の使用料

スポーツ振興室 ☎65-6537

- 消費税引き上げ分の変更

- 消費税引き上げ分以外の変更

- ①町民（町内に居住し住民基本台帳に登録されている人、町内の事業所に勤務する人または町内の学校に在学している人をいう。以下同じ。）以外の人を利用する場合は、照明の使用料を除き、それぞれの使用料の1.5倍の額となります。
- ②町民で65歳以上の人または町民で障害者手帳を有する人（その人の介護者を含む。）が個人利用する場合は、無料となります。

- ※社会体育館
会議室および会議室のエアコンを利用する場合は、有料となります。
- ※総合運動公園
テニスコートの年間定期券は、廃止となります。
- ※東部工業団地内運動公園
早朝区分（午前6時から午前9時）を新たに設けました。

